



ニッポン・ニュー・マーケット 「ヘラクレス」

平成 22 年 8 月 25 日

各 位



株式会社イデアインターナショナル
代表取締役社長 橋本雅治
(コード番号：3140 大証ヘラクレス)
問合せ先：常務取締役経営管理部長
松原元成
(TEL 03-5446-9505)

**第三者割当による新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行並びに
主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

当社は、平成 22 年 8 月 25 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による新株式（以下、「本新株式」という。）の発行及び第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び社債を、それぞれ「本新株予約権」及び「本社債」という。）の発行を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、本新株式の発行及び本新株予約権付社債の発行は、大規模な希薄化を伴うものであることから、平成 22 年 9 月 29 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会の議案として付議し、適法に株主の皆様へ承認・可決されることを条件といたします。また、当該新株式の発行により当社の主要株主及びその他の関係会社の異動が見込まれますので併せてお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

本新株式の発行

(1) 発行期日	平成 22 年 9 月 30 日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 146,500 株
(3) 発行価額	1 株につき金 683 円
(4) 調達資金の額	金 100,059,500 円
(5) 募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当により全額エレコム株式会社に割当てる。
(6) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

本新株予約権付社債

(1) 発行期日	平成22年9月30日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は金10,000,000円(額面100円につき金100円) 各本新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	585,651株
(5) 資金調達額	金400,000,000円
(6) 行使価額(又は転換価額)	本新株予約権に行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、当初683円。なお、転換価額は平成23年5月1日、平成23年12月1日、平成24年7月1日、平成25年2月1日及び平成25年9月1日において、別紙発行要項第15項第(10)号の通り修正されることがあります。ただし下限転換価額は479円(当初転換価額の70%)、上限転換価額は888円(当初転換価額の130%)とします。また、本新株予約権付社債はMSCBには該当しません。
(7) 募集又は割当方法(割当先)	第三者割当により全額エレコム株式会社に割当てる。
(8) 償還期限	平成25年9月30日
(9) 償還金額	額面100円につき金103円
(10) 利率	本社債には利息を付さない
(11) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

当社は住関連ライフスタイル商品の企画・開発・販売を主な事業内容としており、デザインを重視したインテリア雑貨等の製品を取扱い、直営店舗及びインテリア雑貨等の専門店を主な販売チャネルとしております。一方、エレコム株式会社は、PC及びデジタル関連機器製品の開発・製造・販売を行っており、特にデザイン性の高い製品の開発に強みがあり、コンシューマ向けには家電量販店を主な販売チャネルとしております。

当社とエレコム株式会社は従前から取引関係にあり、アジア市場の開拓のため、エレコムグループ会社及び代理店との取引拡大を推進してまいりました。エレコム株式会社においては新たな顧客層獲得の一環として、当社の直営店及びデザイン雑貨を取扱う取引企業との取引拡大を推進しています。

両社において一層の緊密な関係を構築し、互いの事業分野における販売機会の増大に繋げること等により、一層の業績貢献が可能であると考え、資本・業務提携の基本合意に至りました。

当社は、為替等の外部要因が大きく影響し、二期連続当期純損失となりましたが、前期は売上増大、営業利益・営業キャッシュフローの黒字化を達成し、当連結会計年度においては、V字回復を図るべく、インテリア雑貨・オーガニックコスメ商品それぞれにおいて新規ブランドの投入、またショップ事業においてはハイトラフィック・ハイグレードな立地への出店を計画し、固定費の削減を図り、大幅な収益の改善を目指しております。当社は、現時点での業績・状況では金融機関からの十分な新規融資は難しい状況にあることから、事業拡大を確実に推進し企業価値の増大を図るため、エクイティ・ファイナンスによる早急な資金調達が必要不可欠であると判断し、平成22年8月25日開催の当社取締役会におい

て、本新株式の発行及び本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

なお、資本・業務提携の詳細につきましては、本日別途開示いたしました「資本・業務提携に係る基本合意書締結に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

(A) 本新株式の発行による調達資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
100,059,500	1,400,000	98,659,500

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用、登記費用、その他費用であります。

(B) 新株予約権付社債による調達資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
400,000,000	5,600,000	394,400,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用、登記費用、新株予約権価額算定費用、その他費用であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
	店舗改装費用	23.0	平成 22 年 10 月～ 同年 11 月
	運転資金	75.6	平成 22 年 10 月
	借入金の返済	300.0	平成 22 年 9 月
	新規出店費用	94.4	平成 22 年 10 月～ 平成 23 年 5 月

店舗改装費用 23,000,000 円

オーガニック商品の新ブランド「Terracuore (テラクオーレ)」の発売を機に、平成 22 年 10 月から 11 月にかけてオーガニックコスメショップ「Agronatura(アグロナチュラ)」5 店舗及び他店舗含め計 11 店舗をリニューアルいたします。店舗イメージを通じて「Terracuore (テラクオーレ)」のブランド価値を高めることで、当社の企業価値向上に貢献するものと考えております。店舗改装費用 23,000,000 円の内訳は、大規模改装 1 店舗 8,500,000 円、中規模改装 2 店舗 9,300,000 円、小規模改装 2 店舗 2,400,000 円、ロゴ変更 6 店舗 2,800,000 円の予定です。

運転資金 75,659,500 円

平成 22 年 10 月のインテリア雑貨、オーガニックコスメ商品の仕入代金の一部に充当いたします。具体的には、オーガニック商品の新ブランド「Terracuore (テラクオーレ)」、デザイナーズウオッチの新ブランド「UNTR0D (アントロッド)」など当社の企業価値向上に貢献する商品の仕入代金に充当する予定です。

借入金の返済 300,000,000 円

当社の 8 月、9 月の資金状況は、例年、売上収入に対して、仕入代金・諸経費の支出が上回り、運転資金を金融機関からの追加借入れにて補っておりました。今期につきましては二期連続当期純損失、特設注意市場銘柄の指定などにより、金融機関からの追加借入れが難しい状況にあると判断し、エレ

コム株式会社より8月、9月の運転資金として300,000,000円を借り入れることにいたしました。その返済資金に充当する予定です。

新規出店費用 94,400,000円

平成23年3月から5月に新規店舗としてトラベルショップ1店舗、インテリア雑貨ショップ3店舗、オーガニックコスメショップ2店舗、合計6店舗を出店する予定です。その出店総費用109,200,000円のうち、敷金・内装工事費等94,400,000円に充当する予定です。

支出予定時期までの資金管理につきましては、銀行口座にて管理する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、V字回復を図るべく、インテリア雑貨・オーガニックコスメ商品それぞれにおいて新規ブランドの投入、またショップ事業においてはハイトラフィック・ハイグレードな立地への出店を計画し、大幅な収益の改善を目指しております。このように積極的な戦略転換に応じた資金需要に対する資金調達として、当社はエレコム株式会社との資本・業務提携に係る基本合意書の締結に伴い、エレコム株式会社から3億円の運転資金を一時的に借入れる予定であります。今回調達する資金をこの借入金の返済に充当するに加えて、事業展開に向けた新規出店店舗の設備投資資金、オーガニック商品の新ブランドに合わせた店舗改装の費用、インテリア雑貨及びオーガニックコスメ商品の仕入代金に充当することで、収益基盤を回復し企業価値の向上と財務基盤の強化を図ることは合理性に適うものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

1. 新株式

発行価額につきましては、平成22年2月25日から平成22年8月24日までの6ヶ月間の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場が公表した終値の平均株価758.84円を基準に、割当予定先が許容できる範囲を考慮の上、683円と決定いたしました。

なお、この発行価額は、平成22年8月24日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値625円に対して9.28%のプレミアム、1ヶ月の終値平均636.00円に対して7.39%のプレミアム、3ヶ月の終値平均704.93円に対して3.11%のディスカウント、6ヶ月の終値平均758.84円に対して9.99%のディスカウントとなります。

今回発行価額を6ヶ月間の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場が公表した終値の平均株価を基準としたのは、当社の株式の商いが薄いために株価の変動が大きく、直近株価や1カ月平均株価のような短期間の株価を基準とするより、6ヶ月平均株価のように長期間の株価を基準とした方が当社の価値を反映していると判断したことを前提として、既存の株主に対する希薄化への配慮と割当先が許容できる範囲とのバランスを十分に考慮し判断したためであります。

また発行価額の設定に際しては、公正性を期すため、本新株式の発行要項に定められた諸条件を考慮し、第三者評価機関に依頼し、DCF法による算定結果713円を得ています。発行価額683円との乖離率が4.21%であることから、本新株式の発行価額について特に有利な価額での発行でないことを確認しております。

当社が円滑な第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられること、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、本新株式の発行価額は合理性があり妥当であると考えております。

なお、本新株式の発行に関する監査役会の意見については、本新株式の発行が本新株式の発行に関する取締役会決議日の直前営業日の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の終値、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値、同3ヶ月間の終値平均値及び同6ヶ月間の

終値平均値のいずれの株価からも払込金額である 683 円が特に有利な金額には該当せず日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していること、早急な自己資本の拡充が求められている当社の状況を考慮すれば、第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられることから、特に有利な価額及び条件での発行に該当しない旨の意見を得ております。

2. 新株予約権付社債

当初転換価額につきましては、平成 22 年 2 月 25 日から平成 22 年 8 月 24 日までの 6 ヶ月間の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場が公表した終値の平均株価 758.84 円を参考に、割当予定先が許容できる範囲を考慮の上、683 円と決定いたしました。

なお、この当初転換価額は、平成 22 年 8 月 24 日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値 625 円に対して 9.28%のプレミアム、1 ヶ月の終値平均 636.00 円に対して 7.39%のプレミアム、3 ヶ月の終値平均 704.93 円に対して 3.11%のディスカウント、6 ヶ月の終値平均 758.84 円に対して 9.99%のディスカウントとなります。

今回当初転換価額を 6 ヶ月間の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場が公表した終値の平均株価を基準としたのは、当社の株式の商いが薄いために株価の変動が大きく、直近株価や 1 カ月平均株価のような短期間の株価を基準とするより、6 ヶ月平均株価のように長期間の株価を基準とした方が当社の価値を反映していると判断したことを前提として、既存の株主に対する希薄化への配慮と割当先が許容できる範囲とのバランスを十分に考慮し判断したためであります。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した第三者機関に対して本新株予約権付社債の価値算定を依頼したうえで、当該評価機関より本新株予約権付社債の評価報告書を取得しております。当該評価機関は一定の前提（本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件、当社の過去の株価、配当率、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）、当社普通株式の流動性、当社のクレジットスプレッド等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本社債に本新株予約権を付することにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

以上に加え、当社が円滑な第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられることから、本新株予約権付社債は合理性があり妥当であると考えております。

なお、本新株予約権付社債の発行に関する監査役会の意見については、第三者評価機関による算定結果との比較において当初転換価額が適正かつ妥当な価額であることを確認していること、本新株予約権付社債においては、平成 22 年 9 月 30 日から平成 25 年 8 月 31 日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合（当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定）当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合（当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティ・ファイナンスを実施する場合を想定）のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されており、当社普通株式への転換が制限されていること、早急な自己資本の拡充が求められている当社の状況を考慮すれば、第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられることから、本新株予約権付社債の当初転換価

額は合理性があり妥当であると考えており、特に有利な価額及び条件での発行に該当しない旨の意見を
得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は今回の資金調達に際し多用な手段を検討いたしました。既存株主様の希薄化を回避するために金融機関への融資交渉を進めてまいりましたが、既述のとおり当社の業績・財務状況等から既存取引金融機関からの追加借入は難しい状況が続いております。一方、エクイティ・ファイナンスについては、当社、業績・財務状況等を鑑みますと公募増資による資金調達は、手続きに時間を要するため、当社が期待する時期での(3.(2) 記載の新ブランド発売に伴う店舗改装及び商品の仕入れ)資金調達が成立する可能性は低いと考えざるを得ず、資金調達方法として、第三者割当によるエクイティ・ファイナンスを選択することが現実的と判断し、当社取引先候補など、当社事業に長期的な目線で貢献いただけることが期待できる割当予定先への第三者割当による資金調達が、当社ブランド価値の向上のために現時点では最良の選択であると判断するに至りました。

また、第三者割当による新株予約権付社債を合わせて選択した理由といたしましては、短期的な資金需要(3.(2) 記載の借入金の返済、新店舗への投資)をまかなうために全てを新株式発行にて発行した場合、発行時に一度に株式の希薄化が生じることになります。それに対して新株予約権付社債を発行する場合は、株式の希薄化の影響が分散して生じることになり、既存株主の利益に一定の配慮ができるものといえます。また、本新株予約権付社債においては、平成22年9月30日から平成25年8月31日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合(当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定)、当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を新たに発行し、又は権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を発行することを決議した場合(当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティ・ファイナンスを実施する場合を想定)のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されており、当社普通株式への転換が制限されていることから、本新株式の発行及び本新株予約権付社債の発行を合わせて選択することは、当社の既存株主の得られるメリットは非常に大きいと判断しております。

以上のようなことから、当社は長期的なブランド価値の向上に必要な資金として第三者割当による新株の発行を、また本新株予約権付社債の償還期限までに回収可能な資金として第三者割当による新株予約権付社債の発行を選択しております。

本新株式146,500株にかかる議決権の数は1,465個であり、平成22年8月25日現在の当社の総株主の議決権の数5,957個に対する希薄化率は24.59%であります。本新株予約権付社債の発行による潜在株式は585,651株(但し、本新株予約権付社債が上限転換価額において全額転換された場合は450,450株、下限転換価額において全額転換された場合は835,073株)であり、本新株式の発行とあわせ、一連のエクイティ・ファイナンスにより新たに発行される株式の数は732,151株(但し、本新株予約権付社債が上限転換価額において全額転換された場合は596,950株、下限転換価額において全額転換された場合は981,573株)これにかかる議決権の数は7,321個(本新株予約権付社債が上限転換価額において全額転換された場合は5,969個、下限転換価額において全額転換された場合は9,815個)平成22年8月25日現在の当社の総株主の議決権の数5,957個に対する希薄化率は122.90%(本新株予約権付社債が上限転換価額において全額転換された場合は100.20%、下限転換価額において全額転換された場合は164.76%)となり、既存株主における1株あたりの利益(又は損失)を大幅に希薄化することとなります。

しかしながら、本新株式の発行及び本新株予約権付社債の発行により、当社の自己資本の拡充、有利

子負債の減少など財務基盤が強化されること、増資資金を利用した新規ブランドの投入、ショッピング事業におけるハイトラフィック・ハイグレードな立地への出店を早期に実行することにより、収益力の向上が期待できること、財務基盤・収益状況の改善により株式市場及び金融機関からの信頼を得ることができることから、今回の一連のエクイティ・ファイナンスは、全体として当社の企業価値を向上するものであると判断しております。

また、前述の通り、本新株予約権付社債においては、平成 22 年 9 月 30 日から平成 25 年 8 月 31 日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合（当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定） 当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合（当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティ・ファイナンスを実施する場合を想定）のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されおり、当社普通株式への転換が制限されていること、平成 25 年 7 月 1 日以降は当社の判断による繰上げ償還が可能とされていること等、当社において希薄化の進行を一定程度コントロール可能な設計がなされており、急激な希薄化の進行は防止可能であると判断いたしました。

なお、当社では、上記判断に至る過程で、当社の経営から独立した監査役会より、本新株式及び本新株予約権付社債の発行の必要性等について妥当である旨の意見を得ております。

また、上記の判断のもと、当社は、直接既存株主の意思確認を行うため、平成 22 年 9 月 29 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会に諮り決議いただくことを条件として、本新株式及び本新株予約権付社債の発行の取締役会決議を実施することいたしました。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	エレコム株式会社	
(2) 所 在 地	大阪市中央区伏見町四丁目 1 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 葉田 順治	
(4) 事 業 内 容	PC 及びデジタル機器関連製品の開発・製造・販売	
(5) 資 本 金	707 百万円	
(6) 設 立 年 月	昭和 61 年 5 月	
(7) 発 行 済 株 式 数	20,498,699 株	
(8) 決 算 期	3 月 31 日	
(9) 従 業 員 数	(連結) 581 人	
(10) 大株主及び持株比率	葉田 順治	30.57%
	有限会社サンス	28.53%
	株式会社ジャスティン	9.61%
	エレコム社員持株会	5.06%
	エレコム株式会社	2.43%
(11) 当事会社間の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	

人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	当社は、割当先の製品を仕入れ、販売しております。また、割当先は、当社の製品を仕入れ、販売しております。 (資金関係)当社は、割当先から本新株式及び本新株予約権付社債の発行の株主総会決議前に300百万円を借り入れる予定です。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(12) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成 20 年 3 期	平成 21 年 3 期	平成 22 年 3 期
連 結 純 資 産	8,531,489	9,431,576	8,470,005
連 結 総 資 産	23,223,776	21,375,650	21,722,169
1株当たり連結純資産(円)	519.21	387.05	420.27
連 結 売 上 高	52,210,044	49,312,676	48,438,663
連 結 営 業 利 益	3,869,651	3,121,049	4,002,131
連 結 経 常 利 益	2,955,567	2,577,085	3,591,056
連 結 当 期 純 利 益	1,580,768	1,310,972	735,252
1株当たり連結当期純利益(円)	97.31	53.92	30.74
1株当たり配当金(円)	20.00	15.00	15.00

(単位：千円。特記しているものを除く。)

なお、割当先、当該割当先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

(2) 割当先を選定した理由

当社は住関連ライフスタイル商品の企画・開発・販売を主な事業内容としており、インテリア雑貨等の製品を取扱い、直営店舗及びインテリア雑貨等の専門店を主な販売チャネルとしております。一方、エレコム株式会社は、PC及びデジタル関連機器製品の開発・製造・販売を行っており、コンシューマ向けには家電量販を主な販売チャネルとしております。

当社とエレコム株式会社は従前から取引関係にあり、アジア市場の開拓のため、エレコムグループ会社及び代理店との取引拡大を推進してまいりました。エレコム株式会社においては新たな顧客層獲得の一環として、当社の直営店及びデザイン雑貨を取扱う取引企業との取引拡大を推進しています。

両社において一層の緊密な関係を構築し、互いの事業分野における販売機会の増大に繋げること等により、一層の業績貢献が可能であると考え、本日資本・業務提携の基本合意に至りました。

エレコム株式会社は大阪証券取引所(JASDAQ市場)に上場する継続開示会社であり、平成22年3月末時点における連結純資産額が84億円、連結現預金残高が60億円、連結自己資本比率が38.7%と、同社が割当先企業として十分な財務の健全性及び安定性を兼ね備えていることも、当社にて確認しております。

以上により、エレコム株式会社との関係強化が当社の経営基盤のさらなる安定化及び財務体質の改善

を通じた企業価値の向上につながると判断し、割当先として選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

エレコム株式会社は当社と資本・業務提携に係る基本合意書を締結している戦略的パートナーであることから、当社の経営安定及び企業価値の向上を目指すことで合意しており、原則、安定株主として長期保有方針であることを確認しております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

エレコム株式会社は、直近の有価証券報告書において売上高 484 億円、総資産額 217 億円、純資産額 84 億円、現預金 60 億円と記載されており、過去 2 期の有価証券報告書から運転資金をおよそ 50 億円とみて、変動幅 20 億円と設定しても十分な現預金があることが確認でき、平成 22 年 7 月末日の一部の預金を確認した結果、本件払込金額を上回る金額を確認しております。また同社は本新株式の及び本新株予約権付社債の払込みについて自己資金で賄うことを確認しております。したがって、同社が本新株式及び本新株予約権付社債に係る払込みについては十分可能であると判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成 22 年 6 月 30 日現在)		募 集 後	
橋本 雅治	48.60%	橋本 雅治	39.60%
(株)丸井グループ	4.65%	エレコム(株)	18.52%
佐藤 智之	4.27%	(株)丸井グループ	3.79%
SI Arbitrage LT 投資事業有限責任組合	3.72%	佐藤 智之	3.48%
松原 元成	3.41%	SI Arbitrage LT 投資事業有限責任組合	3.03%
企業家第一号投資事業有限責任組合	3.10%	松原 元成	2.78%
三菱 UFJ キャピタル株式会社	2.02%	企業家第一号投資事業有限責任組合	2.53%
西村 雅博	1.60%	三菱 UFJ キャピタル株式会社	1.64%
ジャフコ V2 共有投資事業有限責任組合	1.58%	西村 雅博	1.30%
伊藤忠商事株式会社	1.55%	ジャフコ V2 共有投資事業有限責任組合	1.29%

(注 1) 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

(注 2) 募集後のエレコム(株)以外の株主については、平成 22 年 6 月 30 日現在の株主名簿を基準に記載しております。

(注 3) 自己株式は、上記株主から除外しております。

8. 今後の見通し

本新株式及び本新株予約権付社債の発行により、当社の財務基盤の安定化が見込まれます。

また、現時点において、平成 23 年 6 月期の業績への影響は、軽微である見通しです。今後の当該資本・業務提携の詳細を協議する中で、開示すべき事項が生じた場合は、判明次第速やかに公表いたします。

(企業行動規範上の手続き)

企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式の発行は、本新株予約権付社債にかかる新株予約権の潜在株式も含めると、希釈化率が 25% を超えるものであるため、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 2 条に定める

株主の意思確認手続きとして、本新株式及び本新株予約権付社債の発行の妥当性について、平成 22 年 9 月 29 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会に付議する予定であります。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

連結

	平成 20 年 6 期	平成 21 年 6 期	平成 22 年 6 期
連結売上高		4,393,012 千円	4,938,705 千円
連結営業利益		206,825 千円	22,163 千円
連結経常利益		354,387 千円	167,115 千円
連結当期純利益		311,816 千円	340,336 千円
1 株当たり連結当期純利益		509.43 円	571.07 円
1 株当たり配当金			
1 株当たり連結純資産		683.97 円	157.97 円

個別

	平成 20 年 6 期	平成 21 年 6 期	平成 22 年 6 期
売上高	4,601,775 千円	4,393,012 千円	4,938,705 千円
営業利益	302,867 千円	196,853 千円	38,379 千円
経常利益	253,052 千円	344,011 千円	150,633 千円
当期純利益	122,772 千円	301,399 千円	350,753 千円
1 株当たり当期純利益	207.38 円	492.41 円	588.55 円
1 株当たり配当金			
1 株当たり純資産	1,218.33 円	701.45 円	157.97 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 22 年 6 月末日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	644,500 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	46,800 株	7.26%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数		
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数		

(3) 最近の株価の状況

最近 3 年間の状況

	平成 20 年 6 月期	平成 21 年 6 月期	平成 22 年 6 月期
始値		3,910 円	990 円
高値		3,980 円	1,090 円
安値		762 円	620 円

終 値		966 円	760 円
-----	--	-------	-------

(注) 当社は、平成 20 年 7 月 28 日付で株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に上場しておりますので、それ以前の株価については記載しておりません。

最近 6 か月間の状況

	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
始 値	750 円	770 円	830 円	879 円	732 円	750 円
高 値	800 円	870 円	898 円	879 円	879 円	750 円
安 値	710 円	750 円	800 円	750 円	732 円	600 円
終 値	725 円	820 円	880 円	750 円	760 円	600 円

発行決議日の前日における株価

	平成 22 年 8 月 24 日
始 値	625 円
高 値	625 円
安 値	625 円
終 値	625 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

発行期日	平成 20 年 7 月 28 日
調達資金の額	132,825,000 円 (差引手取概算額 107,825,000 円)
発行価額	2,750 円
募集時における 発行済株式数	592,000 株
当該募集による 発行株式数	52,500 株
募集後における 発行済株式総数	644,500 株
発行時における 当初の資金用途	借入金の返済
発行時における 支出予定時期	平成 20 年 9 月末日
現時点における 充当状況	全額充当済み

(注) 平成 20 年 7 月 28 日の大阪証券取引所ヘラクレス市場への上場に伴う公募増資であります。

10. 主要株主及びその他の関係会社の異動

(1) 異動が生じた経緯

今回の第三者割当増資に伴い、以下のとおり当社の主要株主及びその他の関係会社の異動が生じることが見込まれます。

(2) 当該株主の名称等

名称 エレコム株式会社
本店所在地 大阪市中央区伏見町四丁目1番1号
代表者 取締役社長 葉田 順治
主な事業内容 PC及びデジタル機器関連製品の開発・製造・販売

(3) 当該株主の所有株式数(議決権の数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	所有株式数 (議決権の数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前(平成22年8月25日現在)	株 (個)	%	
異 動 後	146,500株 (1,465個)	19.74%	第2位

- (注) 1. 異動後の大株主の順位は、平成22年6月30日現在における他の大株主の所有株式数に基づいて計算しております。
2. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 48,800株
3. 平成22年8月25日現在の発行済株式総数 644,500株

(4) 異動年月日

異動予定日 平成22年9月30日

(5) 業績への見通し

平成23年6月期の業績への影響は、特にございません。

以上

(別紙) 発行要項

第三者割当増資の概要

- | | |
|--------------|---|
| 1. 発行新株式数 | 当社普通株式146,500株 |
| 2. 発行価額 | 1株につき金683円 |
| 3. 発行価額の総額 | 金100,059,500円 |
| 4. 資本組入額 | 増加する資本金額 50,029,750円
増加する資本準備金の額 50,029,750円 |
| 5. 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による |
| 6. 申込期間 | 平成22年9月21日～平成22年9月29日 |
| 7. 払込期日 | 平成22年9月30日 |
| 8. 割当先及び割当株数 | エレコム株式会社 146,500株 |
| 9. その他 | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

- | | |
|------------------|--|
| 1. 社債の名称 | 株式会社イデアインターナショナル第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2. 社債の総額 | 金400,000,000円 |
| 3. 各社債の金額 | 金10,000,000円の1種 |
| 4. 新株予約権付社債券の不発行 | 本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。 |
| 5. 利率 | 本社債には利息を付さない |
| 6. 払込金額 | 額面100円につき金100円
ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 7. 償還価額 | 額面100円につき金103円 |
| 8. 申込期間 | 平成22年9月21日～平成22年9月29日 |
| 9. 払込期日及び発行日 | 平成22年9月30日 |
| 10. 募集の方法 | 第三者割当の方法により、エレコム株式会社に全額を割当てる。 |
| 11. 利払日 | 該当事項なし。 |
| 12. 物上担保・保証の有無 | 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |
| 13. 社債管理者の不設置 | 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。 |
| 14. 償還の方法及び期限 | (1) 本社債は、平成25年9月30日にその総額を額面100円につき金103円で償還する。ただし、繰上償還の場合には、本項第(2)号又は第(3)号に定めるところによる。
(2) 当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社が合併により消滅会社となることを当社の株主総会で決議した場合、又は当社が吸収分 |

割又は新設分割を行い本新株予約権付社債に係る当社の義務が第三者に承継されることを当社の株主総会若しくは取締役会で決議した場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、当社に対して、当該株式交換、株式移転、合併、吸収分割又は新設分割の効力発生日の2週間前までに事前通知を行うことにより、当該効力発生日の前日までに、残存する本社債の全部を各社債の金額100円につき金103円で繰上償還するよう請求することができる。

(3) 平成25年7月1日以降、当社はその選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して償還日から10銀行営業日以上30日以内の事前通知を行った上で、当該償還通知書記載の償還日において未償還の本社債の全部又は一部(ただし、一部償還の場合は2億円以上かつ2億円単位とする。)を額面100円につき金103円で繰上償還することができる。

(4) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

15. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

(3) 本新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)

平成22年9月30日。ただし、各本社債の払込金額が第9項に定める払込期日に当社に払込まれることを割当ての条件とする。

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使された本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(8)号記載の転換価額(ただし、本項第(10)号又は第(11)号によって修正又は調整された場合は当該修正又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(5) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成22年9月30日から平成25年9月29日(当社が第14項第(2)号又は第(3)号により本社債を繰上償還する場合には、当該繰上償還に係る本社債に付された本新株予約権につき、当該償還日の前日)までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失に基づき本社債が償還された日以後、本新株予約権を行使することはできない。本新株予約権は、会社法第287条の定めにより行使することができなくなった時点において消滅する。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

平成22年9月30日から平成25年8月31日までの間は、以下のいずれかの条件を満たさない限り、本新株予約権を行使することはできない。

当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合

当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合

(7) 当社による本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債全部を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、当初683円(以下「当初転換価額」という。)とする。

ただし、転換価額は本項第(10)号又は第(11)号によって修正又は調整されることがある。

本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第14項第(1)号の規定にかかわらず本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

(9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 転換価額の修正

平成23年5月1日、平成23年12月1日、平成24年7月1日、平成25年2月1日及び平成25年9月1日(以下、それぞれ「修正日」という。)において、当該修正日の直前20連続取引日(以下、「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の平均値の90%に相当する金額(1円未満切り上げ。以下、「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。ただし、かかる修正日価額が479円(当初転換価額の70%)(以下、「下限転換価額」といい、本項第(11)号の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とし、888円(当初転換価額の130%)(以下、「上限転換価額」といい、本項第(11)号の規定を準用して調整される。)を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の転換価額を通知する。また、時価算定期間内に、本項第(11)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

(11) 転換価額の調整

当社は、次に定めるとおり、本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

本新株予約権付社債の発行後、本号()乃至()に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\begin{aligned} & \text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \text{時価} \\ \text{調整後転換価額} = & \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \end{aligned}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 本号()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記()記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記()記載の新株予約権の行使若しくは当該新

株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- () 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- () 本号 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(以下、「取得請求権付証券等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)本号 () に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (iv) 本号 () 乃至 () の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 () 乃至 () にかかわらず、調整

後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

(調整前転換価額 - 調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数
株式数 =

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

() 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

() 本号 に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本号 () の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

() 本号 に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本号 () の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

() 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

() その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(12) 本項第(11)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(13) 新株予約権の行使の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項に定める行使請求受付場所(以下、「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。

本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書(以下、「新株予約権行使請求書」という。)に、行使しようとする本新株予約権の金額を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容及び数並びにこれを行行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(14) 新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第21項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(15) 剰余金の配当

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

(16) 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権で、本号 から までの内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を本項第（10）号に準じた調整を行ったうえ、本項第（4）号に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、本項第（10）号の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、本項第（8）号に定める価額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

本項第（5）号に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本項第（5）号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

本項第（6）号及び第（7）号に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本項第（9）号に準じて決定する。

16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が

相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は本社債の払込金額と同額とし、当初の転換価額は683円とした。

17. 本社債の地位

本社債は、本新株予約権付社債の社債要項に従って強制執行可能な当社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の一般債務であり、本社債相互の間において、成立の日の前後その他の理由により優先又は劣後することなく、同順位である。

18. 期限の利益喪失及び満期前償還に関する特約

当社は、次の各号のうち、第(4)号乃至第(6)号の場合は当然に、それ以外の場合は本新株予約権付社債のいずれかの社債権者からの当社に対する書面による請求により、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が、本新株予約権付社債の要項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者からは正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合は、この限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

19. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとし、かつ、電子公告を行った旨を速やかに社債権者に対し通知する。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告の方法によることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙にこれを掲載し、かつ、掲載した旨を速やかに社債権者に対し通知する。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

20. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

株式会社イデアインターナショナル 経営管理部

21. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

22. その他

前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上